

平成19年11月21日
関東農政局

関東農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）の概要について

- 1 農林水産省では、最近の談合問題の発生に鑑み、今般、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を強化することを目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）を制定しました。
この中で、本省及び地方支分部局に、不当な働きかけの調査分析や公表等について調査審議を行う「発注者綱紀保持委員会」を設置することとされました。
- 2 関東農政局においては、9月28日に「関東農政局発注者綱紀保持委員会」が設置され、11月15日に第1回委員会が開催されました。
議事概要は、別紙のとおりです。

関東農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要

- 1 日 時 平成19年11月15日(木)10時00分～11時30分
- 2 場 所 局長室
- 3 出席者 局長、総務部長、総務部人事課長、総務部会計課長、
整備部設計課長、企画調整室調整官、総務部総務課長、
消費・安全部消費生活課長、食糧部食糧調整課長、
生産経営流通部農産課課長補佐、農村計画部事業計画課長、
統計部統計調整課長

4 概 要

- (1) 委員長挨拶
- (2) 発注者綱紀保持規程の職員への周知等について
職員への周知方法について審議
- (3) 発注者綱紀保持研修等の実施について
平成19年12月7日(金)に研修を実施すること等について審議
- (4) 発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知について
競争参加有資格者への周知方法について審議
- (5) その他

以 上